

様式第9号（第12条関係）

【記載例】

① 危険物製造所等休止~~（再使用）~~届出書

㊦

③ いちき串木野市長 様				② 令和〇年××月××日	
④ 届出者 住 所 <u>いちき串木野昭和通133-1</u> （電話〇〇-XXXX）					
氏 名 <u>●●株式会社 代表取締役 〇 ★★</u>					
				(記名押印又は署名)	
⑤ 設 置 者	住 所	いちき串木野昭和通133-1			
	氏 名	●●株式会社 代表取締役 〇 ★★			
⑥	設 置 場 所	いちき串木野市大里〇〇-★			
⑦	製造所等の区分	屋外貯蔵所			
⑧	設置許可年月日	昭和〇〇年 ★月××日	許 可 番 号	第 3 9 号	
⑩	休止の期間又は再使用の期日	令和〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで			
⑪	休止又は再使用の理	事業見直しによる一次的な縮小のため。			
⑫	そ の 他 必 要 な 事 項	定期的に屋外貯蔵所の清掃・点検を行い、著しい経年劣化及び老朽化又は損傷していないかを確認する。 休止中の管理責任者 〇〇課〇〇係 危険物 保留 連絡先 〇〇-〇〇〇〇			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等休止（再使用）届出書

㊤

いちき串木野市長 様				年 月 日	
届出者 住 所					
氏 名					
(記名押印又は署名)					
設 置 者	住 所				
	氏 名				
設 置 場 所					
製造所等の区分					
設置許可年月日		年 月 日	許 可 番 号	第 号	
休止の期間又は再使用の期日					
休止又は再使用の理由					
その他必要な事項					
※ 届 出 済 印 押 印 欄					

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等休止（再使用）届出書記入要領及び記載要領

- ① 届出に係る区分以外を二重線で抹消する。
- ② 年月日は届出書提出日を記入する。
- ③ 宛先はいちき串木野市長名を記入する。
(他の消防本部は申請先の消防本部に確認してください。)
- ④ 届出者欄の住所及び氏名は、標記の行為を行う方又は管理責任のある方。
法人にあつては、登記上の住所、社名、代表者氏名を記入する。
申請手続きを代理人等が行う場合は、委任状が必要になります。
- ⑤ 設置者欄は、当該危険物施設の設置者の住所氏名を④に準じて記入する。
- ⑥ 設置場所欄は、当該危険物施設の設置許可の申請が提出され設置されている場所の所在地及び地番を記入する。
- ⑦ 貯蔵所又は取扱所の区分欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる区分を記載する。
製造所の場合製造所と記入する。
- ⑧ 許可年月日欄は、許可の取消願を行う申請が許可された年月日を記入する。
- ⑨ 許可番号欄は、許可の取消願を行う申請の許可（指令）番号を記入する。
なお⑥、⑦、⑧、⑨について複数の製造所等に係る届出の場合は、一括して記載するとともに、別紙に、設置場所、製造所等の別、設置許可年月日及び番号を付記してください。
- ⑩ 休止の期間又は再使用の期日の欄は、届出危険物施設を休止する期間、又は再使用を開始する年月日を記載する。
休止の期間は届出者の任意の期間です。
- ⑪ 休止又は再使用の理由欄は、届出危険物施設を休止又は再使用する理由を簡潔に記載する。
- ⑫ その他必要な事項欄は、休止中の管理方法及び管理責任者の連絡先等その他必要な事項を記入してください。

※ 地下タンク貯蔵所の場合、別途漏れの点検延長申請が必要な場合があることに注意してください。

休止に係る注意事項

- ① 製造所等の「休止」は、休止期間中の法的義務を免責すべき法律効果を有しませんので、保安監督者の選任義務、定期点検の実施義務等は、依然存在することになります。
- ② この届出は次に掲げる場合に行います。
 - ・ 製造所等の使用を3月以上休止しようとするとき。
 - ・ 休止した製造所等の使用を再開しようとするとき。
- ③ 休止中は次の事項に留意してください。
 - ・ 危険物の貯蔵又は取扱いをしないこと。
 - ・ 施設の管理責任者を明確にしておくこと。
 - ・ 出入口、注入口の施錠等防火管理を十分行うこと。
- ④ 再開する場合は、保安監督者の選任、定期点検の実施及び位置、構造若しくは設備に不備がないこと等、危険物製造所等が法令に適合していることを確認してください。
- ⑤ 休止又は再開するときは、休止又は再開する3日前までに届出をしてください。
- ⑥ 休止に係る措置として、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為は、別途仮取扱承認を受ける必要があるので留意してください。
- ⑦ 休止届が提出されている製造所等は、事業を再開するときは、再開の届出を必ず提出してください。
- ⑧ 諸事情により施設が撤去された場合は必ず廃止の届出署をしてください。